

ID: 158

担当部署: 教育委員会事務局社会教育部 市民センター

<b>処分の概要</b>	施設使用料の徴収				
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	芦屋市民会館条例 第7条				
<b>例 規 番 号</b>	昭和38年条例第29号				
<p><b>【根拠条文】</b>                  (施設使用料)                  第7条 使用者は、別表第1に定める施設使用料を前納しなければならない。ただし、国又は地方公共団体等が使用する場合は、後納させることができる。</p> <p>別表第1(第7条関係)                  市民会館施設使用料金表</p>					
室名		収容人員又は 広さ	施設使用料金		
			朝 午前9時～正午	昼 午後1時～午後5 時	夜 午後6時～午後9 時30分
大ホール	平日	人 662	円 36,660	円 46,440	円 55,000
	土日休	(700)	41,550	51,330	58,660
小ホール	平日	150	9,160	10,380	11,610
	土日休		9,770	11,610	13,440
大楽屋		30	2,340	2,850	3,050
中楽屋		20	1,830	2,030	2,240
下手楽屋		15	1,120	1,320	1,420
小楽屋		10	1,010	1,120	1,220
上手楽屋		15	1,120	1,320	1,420
101室		25	1,420	1,830	2,030
102室		20	1,220	1,320	1,520
201室		25	1,420	1,830	2,030
202室		25	1,420	1,830	2,030
203室		40 (60)	3,660	4,270	4,680
204室		20	1,320	1,420	1,730
205室		20	1,320	1,420	1,730

条例適用不利益処分個票

206室	15	1,010	1,120	1,220
207室	10	710	810	1,010
208室	8	810	910	1,010
301室	60 (160)	5,600	6,620	7,330
302室	20	1,320	1,420	1,730
303A室	20	1,320	1,420	1,730
303B室	15	1,320	1,420	1,730
304室	15	1,010	1,120	1,220
401室	100 (200)	7,120	8,350	9,570
403室	25	1,420	1,830	2,030
多目的ホール	196m <sup>2</sup>	6,310	7,330	7,330

備考

- 1 大ホールを準備(仕込み)のために使用するときは、当該使用区分に係る施設使用料の7割の額を免除する。
- 2 大ホールを練習(リハーサル)のために使用するときは、当該使用区分に係る施設使用料の3割の額を免除する。
- 3 条例第9条に該当し、既に使用料の免除を受けたものは前2項の規定を適用しない。
- 4 市外居住者が使用するときは、大ホール、小ホール、楽屋については施設使用料の5割の額を、その他については10割の額をそれぞれ加算する。
- 5 使用者が入場料その他これに類するものを徴収するときは次のとおり加算する。
  - ア 入場料等が1,000円以下のとき 施設使用料の3割の額
  - イ 入場料等が1,001円以上のとき 施設使用料の5割の額
- 6 営利につながる展示(即売は禁止)のため使用するときは当該使用区分に係る施設使用料の5割の額を加算する。
- 7 引き続き3日を超えて使用する時、又は曜日、日時等を3日を超えて指定して使用するときは、当該使用区分に係る施設使用料の2割の額を加算する。
- 8 使用許可時間を超過し、又は繰り上げて使用するときは、30分までごとに当該使用区分に係る施設使用料の2割の額を加算する。
- 9 第3項を除く前各項までの使用料算定において、10円未満の端数を生じたときは、これを切り上げる。
- 10 施設使用料金表の1及び2の土日休とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日をいう。
- 11 ( )書は、最大収容人員とする。

【基準】

根拠条文に同じ。

条例適用不利益処分個票

備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 2 年 10 月 1 日

ID: 159

担当部署: 教育委員会事務局社会教育部 市民センター

<b>処分の概要</b>		附属設備等使用料の徴収			
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>		芦屋市民会館条例 第7条の2			
<b>例 規 番 号</b>		昭和38年条例第29号			
<p><b>【根拠条文】</b>                  (附属設備等使用料)                  第7条の2 会館の附属設備等の使用者は、別表第3に定める附属設備等使用料を納めなければならない。</p> <p>別表第3(第7条の2関係)                  附属設備等使用料金表</p>					
<b>場所</b>	<b>種別</b>	<b>品名</b>	<b>単位</b>	<b>使用料金 (円)</b>	<b>備考</b>
大ホール	舞台装置	せりピット	1式	4,270	固定使用の場合を除く。
		反響板	1式	6,110	
		所作台	1式	7,940	化粧かまちを含む。
		平台	1式	4,270	箱足を含む。
		屏風	1双	3,050	
		ひ毛せん	1式	2,440	赤座布団・赤布を含む。
		指揮台	1台	810	指揮者用・譜面台を含む。
		演台	1台	610	司会台を含む。
	楽器	スタインウェイD型ピアノ	1台	15,880	
		ヤマハCFピアノ	1台	7,940	
	音響装置	音響装置	1式	1,830	
		エレベーターマイクロホン	1本	1,830	中央, 下手
		マイクロホン	1本	1,830	
		ワイヤレスマイクロホン	1本	2,440	電池代を含む。
		カセットテープレコーダー	1台	1,830	消耗品を除く。
		CDデッキ	1台	1,830	消耗品を除く。
		ステージスピーカー	1式	1,830	
		モニタースピーカー	1台	810	
	照明装置	シーリングライト	1式	1,830	
ボーダーライト		1列	1,830		

条例適用不利益処分個票

		サスペンションライト	1列	1,830	
		ホリゾンライト	1列	1,830	アッパー, ロアー各1列
		サイドフロントライト	1式	1,830	
		トーマタルライト	1式	1,830	
		バックギャラリーライト	1式	3,050	
		センターピンスポットライト	1台	1,830	
		ハロゲンピンスポットライト	1台	1,830	
		エフェクトマシン	1台	1,830	4台
		スポットライト1KW以下	1台	810	移動器具を含む。
		スポットライト1.5KW以下	1台	1,010	移動器具を含む。
		ソースフォー	1台	1,010	
		ミラーボール	1台	1,830	
		スモークマシン	1台	4,270	スモッグ液を含む。
	映写装置	35m/m映写機	1式	9,770	クセノンランプ, スクリーンを含む。
		16m/m映写機	1式	6,110	クセノンランプ, スクリーンを含む。
		液晶プロジェクター	1式	3,050	スクリーンを含む。
		DVD・ブルーレイディスクプレーヤー	1台	810	
	その他	浴室	1室	1,830	
小ホール	舞台装置	平台	1式	2,440	一式12枚
		演台	1台	610	司会台を含む。
	楽器	ヤマハG3ピアノ	1台	4,880	
	照明装置	スポットライト	1式	1,830	
		増設ライト	1台	810	
	映写装置	液晶プロジェクター	1台	3,050	スクリーンを含む。
	音響装置	マイクロホン	1本	1,220	
		ワイヤレスマイクロホン	1本	1,220	
テープレコーダー		1台	1,220		
音響装置		1式	1,830		
本館	茶道具	茶用道具	1式	1,830	釜・水指・建水・炭道具・棚等
		御園棚	1式	3,050	
		毛せん	1式	810	

条例適用不利益処分個票

映写 装置	液晶プロジェクター	1式	3,050	スクリーンを含む。	
	ビデオテープレコーダー・ DVDプレーヤー	1台	810	モニターテレビを含む。	
	音響 装置	マイクロホン	1本	810	
		ワイヤレスマイクロホン	1本	810	
		テープレコーダー	1台	810	CDデッキ等を含む。
	その 他	金屏風	1双	2,440	
		展示パネル	1式	2,440	301室・多目的ホールで使用する 場合の組立経費は含まない。
		所作台	1式	4,880	
		パーソナルコンピュータ	1台	300	

備考

- 1 この使用料は、全日をもつて1単位とする。
- 2 市外居住者が使用するとき、大ホール、小ホールについては附属設備等使用料の5割の額を、その他については10割の額をそれぞれ加算する。
- 3 前項の規定による加算額の算定において、10円未満の端数を生じたときは、これを切り上げる。
- 4 ピアノの特別調律については、市民センター長の指示に従うこと。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和2年10月1日
-------	-----------	---------	-----------

ID: 160

担当部署: 教育委員会事務局社会教育部 市民センター

<b>処分の概要</b>	駐車場の使用料の徴収	
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	芦屋市民会館条例 第7条の3第2項	
<b>例 規 番 号</b>	昭和38年条例第29号	
<p><b>【根拠条文】</b>                  (駐車場の設置及び使用料)                  第7条の3 会館に駐車場を設置する。                  2 駐車場の使用料の額は、次の表のとおりとする。ただし、芦屋市民センター運営条例(昭和50年芦屋市条例第8号)第2条各号に規定する施設の利用者は、最初の60分以内は無料とする。</p>		
	使用料区分	
	午前8時から午後9時まで	午後9時から翌日の午前8時まで
会館の開館日	30分までごとに100円	60分までごとに100円。ただし、1,000円の範囲内で規則で定める額を上限とする。
会館の休館日	30分までごとに100円	60分までごとに100円
	午前8時から翌日の午前8時までの間の利用については、1,500円の範囲内で規則で定める額を上限とする。	
<p><b>【基準】</b>                  根拠条文及び芦屋市民会館条例施行規則第11条の2の規定による。                  (駐車場使用料の上限額等)                  第11条の2 条例第7条の3第2項の表に規定する1,000円の範囲内で規則で定める額は400円、1,500円の範囲内で規則で定める額は700円とする。                  2 駐車場を午前8時又は午後9時の前後を引き続いて使用する場合の当該引き続いて使用する時間の使用料の額は、次のとおりとする。                  (1) 午前8時の前後を引き続いて使用する場合 午前8時前の時間から引き続いて使用する60分までの時間は100円とし、当該60分を経過した後は条例第7条の3第2項の表のとおりとする。ただし、午前8時までの駐車場の使用料の額が同表で定める上限の額に達している場合は、午前8時から同表のとおりとする。                  (2) 午後9時の前後を引き続いて使用する場合 午後9時前の時間から引き続いて使用する30分までの時間は100円とし、当該30分を経過した後は条例第7条の3第2項の表の</p>		

条例適用不利益処分個票

とおりとする。			
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日



ID: 165

担当部署: 教育委員会事務局社会教育部 市民センター

<p><b>処分の概要</b></p>	<p>使用許可の取消し等</p>		
<p><b>例 規 名 根 拠 条 項</b></p>	<p>芦屋市民会館条例 第13条</p>		
<p><b>例 規 番 号</b></p>	<p>昭和38年条例第29号</p>		
<p><b>【根拠条文】</b>                  (管理権の特別行使)                  第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用者に対し、使用許可の取消し、使用の制限又は入場の禁止、退場等を命ずることができる。                  (1) 使用許可願の申請人、使用目的及び使用内容が実際と著しく異なるとき。                  (2) 許可の条件を履行しないとき。                  (3) 秩序を乱し、又は乱暴、喧(けん)騒等の迷惑的行為を改めないとき。                  (4) 利用者が義務を履行しないとき。                  (5) 関係職員の指示に従わないとき。                  (6) 非常災害のとき。                  (7) 凶器、火薬、劇薬、石油類その他危険物を携帯するとき。                  (8) その他管理上必要と認めるとき。</p> <p><b>【基準】</b>                  根拠条文と同じ。</p>			
<p><b>備考</b></p>			
<p><b>設 定 年 月 日</b></p>	<p>平成 28 年 4 月 1 日</p>	<p><b>最 終 変 更 年 月 日</b></p>	<p>年 月 日</p>

ID: 166

担当部署: 教育委員会事務局社会教育部 市民センター

<p><b>処分の概要</b></p>	<p>目的外使用の使用料の徴収</p>		
<p><b>例 規 名 根 拠 条 項</b></p>	<p>芦屋市民会館条例 第14条第1項</p>		
<p><b>例 規 番 号</b></p>	<p>昭和38年条例第29号</p>		
<p><b>【根拠条文】</b>                  (目的外使用)                  第14条 許可を受けて会館の一部を目的外に使用しようとする者は、別に市長が定める使用料を納付しなければならない。                  2 市長において必要と認めるときは、前項の使用者から保証金を納付させることができる。   <b>【基準】</b>                  根拠条文に同じ。</p>			
<p><b>備考</b></p>			
<p><b>設 定 年 月 日</b></p>	<p>平成 28 年 4 月 1 日</p>	<p><b>最 終 変 更 年 月 日</b></p>	<p>年 月 日</p>